

掛川市条例第51号

遠州南部とうもんの里総合案内所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

遠州南部とうもんの里総合案内所条例の一部を改正する条例

遠州南部とうもんの里総合案内所条例（平成18年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前				改 正 後					
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）					
区 分		時 間	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	区 分		時 間	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで
研修室	冷暖房未使用	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	研修室	冷暖房未使用	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>
	冷暖房使用	<u>1,570円</u>	<u>1,570円</u>	<u>1,620円</u>	<u>1,620円</u>		冷暖房使用	<u>1,620円</u>	<u>1,620円</u>

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の遠州南部とうもんの里総合案内所条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る使用料から適用し、施行日前における使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。